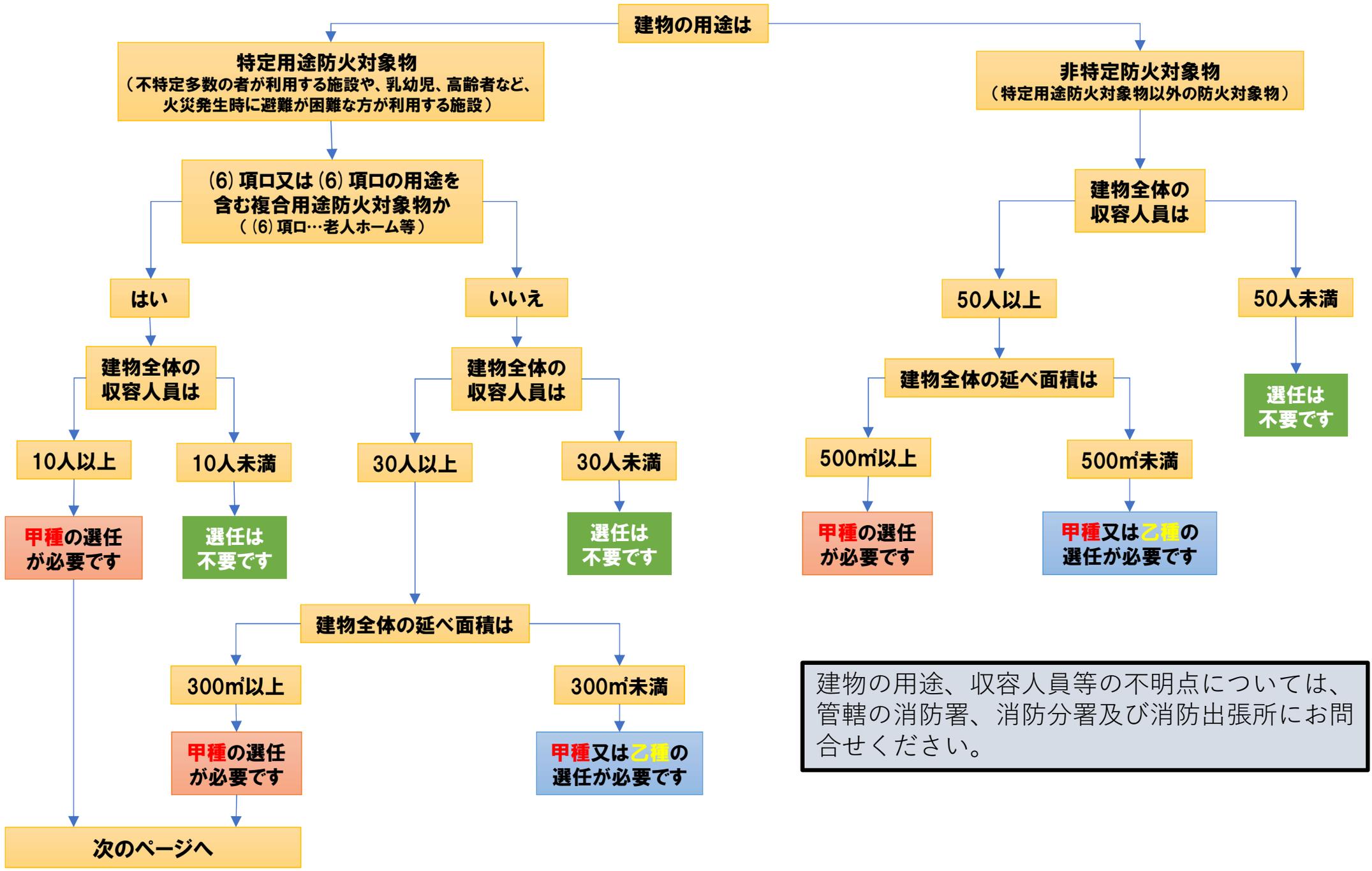


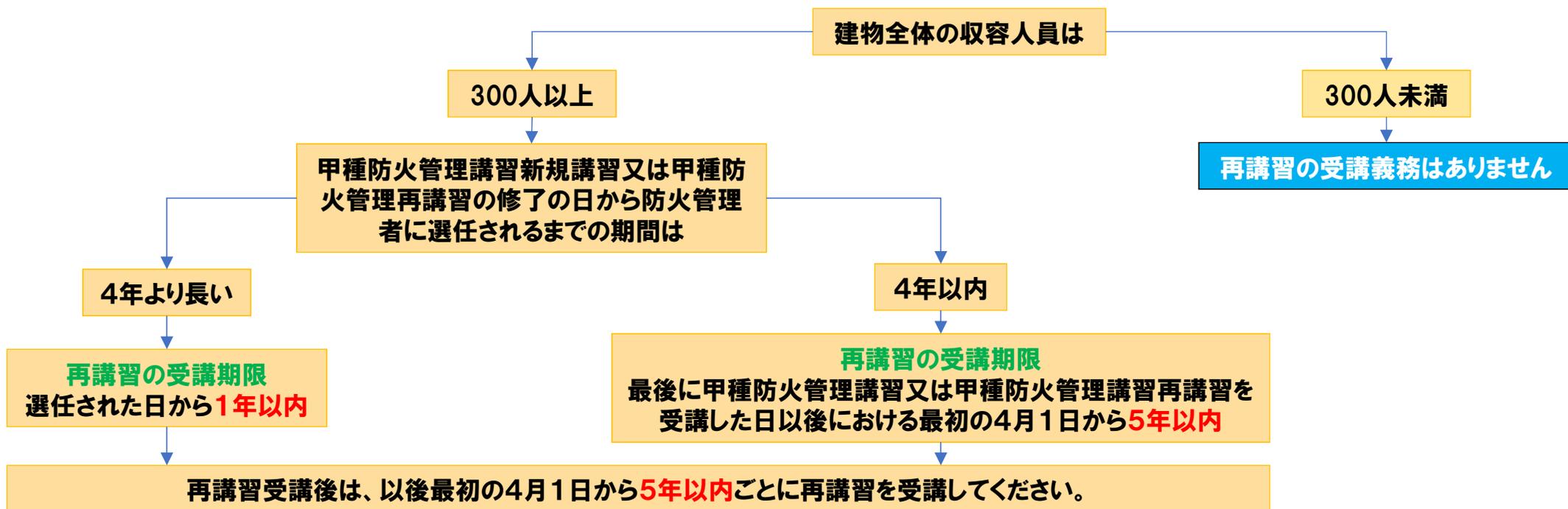
防火管理者の選任義務確認フローチャート



建物の用途、収容人員等の不明点については、
管轄の消防署、消防分署及び消防出張所にお問
合せください。

次のページへ

特定用途防火対象物に**選任**されている甲種防火管理者のうち、建物全体の収容人員が**300人**を超える場合は、**甲種防火管理再講習**の受講義務があります。



よくある質問

- ・ 講習終了日から5年経っていませんが、再講習を受講することは可能ですか。
→可能です。この場合、受講した日以後の最初の4月1日が新たな基準日となります。以降は、新たな基準日から5年以内に再講習を受講してください。
- ・ 防火管理者に選任されていませんが、講習終了日から5年経ってしまいました。再講習を受ける必要はありますか。
→現在選任されている方が対象のため必要ありません。
- ・ 再講習を受講し忘れてしまいました。免状は失効しますか。
→失効しません。ただし、既に防火管理者に選任されている場合は、未選任扱いとなるため、早急に再講習を受講してください。
選任されていない場合は、選任後、選任された日から1年以内に再講習を受講してください。